

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部
支部長 茄子川 修 様

介護保険課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の臨時的な取扱いについて (回答)

令和 2 年 3 月 2 日付で提出のあった 3 件の質問について、山梨市の指定権者としての考えを下記のとおり回答します。

記

1. 問：コロナウイルス感染拡大予防の観点から、介護保険最新情報等でも面会等の制限がなされている。多職種が参加する事が想定されるサービス担当者会議について、感染拡大予防を理由に介護支援専門員の判断で全体を招集せず、サービス担当者に対して照会により意見を求める事由として差し支えないか。

回答：お見込みのとおり。

今回の新型コロナウイルス感染症予防対策については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 13 条の 9 で示す「やむを得ない理由」に該当する。

ただし、以下の事を確認のうえ判断、実施すること。

- ・原則的には、通常通り担当者会議を実施すること。
- ・個々の状況を把握し（本人、家族、施設等の状況、意向、健康状態等）、様々な方法（自宅外での開催、参加者を限定しての開催、時期をずらしての開催等）を思案した上で、照会による開催が、感染拡大防止に繋がると判断できていること。
- ・関係者全員から承諾を得て、情報共有を図ること。
- ・根拠を明確にし、経緯、状況を支援経過等に記すこと。
- ・介護保険最新情報 vol 7 7 3 問 9 参照。

2. 問：コロナウイルス感染拡大予防の観点から、介護保険最新情報等でも面会等の制限がなされている。感染拡大予防を理由に、自宅等へのモニタリング訪問について、本人・家族等とも相談の上、臨時的に電話等での状況確認に変更し、モニタリングの結果を経過記録等に残す事は差し支えないか。

回答：お見込みのとおり。

今回の新型コロナウイルス感染症予防対策については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条の14で示す「特段の事情」に該当する。

ただし、以下の事を確認のうえ判断、実施すること。

- ・原則的には、通常通り居宅にてモニタリングを実施すること。
- ・個々の状況を把握し（本人、家族、施設等の状況、意向、健康状態等）、様々な方法（自宅外での実施、玄関先での実施、時期をずらしての実施等）を思案した上で、電話等による実施が、感染拡大防止に繋がると判断できていること。
- ・本人・家族から承諾を得て、情報共有を図ること。
- ・根拠を明確にし、経緯、状況を支援経過等に記すこと。

3. 問：介護保険最新情報 vol769により訪問介護を検討する場合、対象者はすでに罹患している可能性が高いが、感染防止を目的にケアプラン変更に伴う運営基準第13条3～10号に定めるアセスメント等を介護支援専門員の判断で、自宅を訪問せずに電話等の代替手段で行う事は差し支えないか。

回答：お見込みのとおり。

今回の新型コロナウイルス感染症予防対策については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 3 運営に関する基準 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ⑦課題分析における留意点 (第7号) で示す「物理的な理由」に該当すると見なす。

ただし、以下の事を確認のうえ判断、実施すること。

- ・原則的には、居宅を訪問し利用者、家族と面接のもとアセスメント等を実施すること。
- ・個々の状況を把握し（本人、家族、施設等の状況、意向、健康状態等）、様々な方法（自宅外での実施、玄関先での実施、時期をずらしての実施等）を思案した上で、電話等による実施が、感染拡大防止に繋がると判断できていること。
- ・関係者全員から承諾を得て、情報共有を図ること。
- ・根拠を明確にし、経緯、状況を支援経過等に記すこと。

| |
|--|
| 〒405-8501 山梨県山梨市小原西843 山梨市役所 介護保険課 介護保険担当 藤原 TEL 0553-22-1111 (代) (内：1223) FAX 0553-23-0294 |
|--|